

税理士法台 33 条の 2 第 1 項に規定する

添付書面の記載例

---

法人税

表題の( )内「事業年度分・」の後の余白には、相続税の申告書の場合は相続開始年月日を「〇年〇月〇日相続開始」と記載し、月分の申告書の場合はその年月を「〇年〇月分」と記載

受付印

法人税 確定申告書 ( 24 年 4 月 1 日 年分・ 25 年 3 月 31 日 事業年度分・ ) に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日 殿

※整理番号

この欄は記入しない。

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	国税 太郎	法人の場合は「〇〇税理士法人」等と記載 ㊞
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話(03)1234-5678	
書面作成に 係る税理士	氏 名	国税 太郎	税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地(税理士法人の 従たる事務所に所属している場合は当該従たる所在地)を記載
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話(03)1234-5678	
	所属税理士会等	東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 123456 号	
税務代理権限証書の提出		有 ( 法人税・所得税 ) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	(株)関東	この書面を添付する申告書の納税者に係る税理士法第30条に規定する 書面提出の有無を○で囲み、「有」の場合は、税務代理の委任を受けた 税目を( )内に記載
	住所又は事務所の 所在地	埼玉県 電話(048)123-4567	

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の  
1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
貸借対照表、損益計算書、工事原価報告書、株 主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内 訳書、法人事業概況報告書	総勘定元帳、試算表、工事台帳、棚卸表
法人事業概況説明書12「帳簿類の備付状況」、 13「税理士の関与状況」との関連にも留意	

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、 現金出納帳、預金通帳、受取・支払手形帳、売 掛・買掛集計表、領収書綴、給与台帳、記事録、 工事請負契約書綴、契約書綴、銀行残高証明書	社会保険関係綴、労働保険関係綴
備考欄には提示を受けた帳簿書類のうち 計算し、又は整理したものを記載	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1/3)

この欄は記入しない。

※整理番号

この欄は記入しない

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高 材料仕入高・ 外注加工費 貸金手当 租税公課 期末棚卸 消耗品費 修繕費 建物・構築物	出荷日基準・検収日基準の併用となったため、当期の 売り上げとなるべきものを精査した。 特に締め後の計上額について検討した。 特に締め後の計上額について検討した。 損益計上の適否についてはその都度確認している。 実施棚卸後に基づいて、数量・単価・金額を確認した。 資産計上すべきものがあるか検討した。 資産計上すべきものがあるか検討した。 請負契約書 領収書などに再検討した	売上納品・請求書控、検収 済書 請求書、納品書 給与台帳、タイムカード 納税通知書等 売上納品・請求書控、検収 済書、作業日報 納品書、請求書 納品書、請求書 請負契約書 領収書
<p>「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目を記載。「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載。            「備考」欄には「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項などを記載。</p>			
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高 貸金手当・ 外注加工費 消耗品費 修繕費 租税公課	以前より主力取引先から値引き要請を受けており、当期より10%の 値引に応じた。 前期末に退職した人員の補充を行わなかった。また、外注に依存してい た一部を自社製造に切替えた。 新工場増設に伴う消耗工具の補充。 新工場での集中生産のための機械移設費の計上による。 不動産所得税150万円、登録免許税等30万円	
<p>「(1)が顕著な増減事項」欄には、(1)に記載したもののうち、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載。</p>			
(3)	(1)のうち会計処理方法 に 変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	売上高の計上基準	創業以来、出荷日基準であったが、主力取引先のすべての商品が 検収を受けてからでなければ請求できないこととなったため、当期より当該 取引先のみ出荷日基準から検収日基準に変更することとした。	
<p>「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、(1)に記載したもののうち、当期(当年)において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載</p>			

※整理番号

この欄は記入しない

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
売上の計上時期の一部変更について	主力取引先の売上げ計上時期について、出荷日基準から検収日基準への変更について相談を受けたが、この変更は合理性があり継続適用を条件に認められる旨説明した。

税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載。

5 その他

会計帳簿は正確に処理されており、証憑書類の保存状態も良好である。  
代表者の納税に対する認識は高く、経理担当者の経理及び税務に対する認識も高い。

申告書の作成における所見等を記載

F B O 1 0 3

 平成15年 5月26日 大宮 税務署 兵殿		青色申告 一連番号 12345678
納税地 埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-2 電話(048) 643-1475	事業種目 医療用器具製造 基本資本金の額又は出資金額 10,000,000	整理番号 12345678
フリガナ 3272345678 2123456789	同業区分 同 社 資 質 別 業 種 別 同 社 資 質 別 業 種 別	事業年度 (元)
法人名 株式会社 関東信越精機	経理責任者 自署押印 長野次郎	売上金額 (元)
フリガナ 1 2 3 4 5 6 7 8	前納税額及び 引当金名等	申告年月日 (元)
代表者 自署押印 長野 一郎	振付書類 貸付書類、貸付書類、貸付書類 貸付書類、貸付書類、貸付書類	申告区分 1 2 3 4 5 6 7 8
代表者 住所 埼玉県さいたま市大宮区赤城町7-1	通則日付印 年 月 日	通則日付印 年 月 日

平成 14 年 04 月 01 日

事業年度分の 確定 申告書

平成 15 年 03 月 31 日

(中間申告の場合 平成 年 月 日)

別表 表 等 否 〇 否 〇

税理士法第30条の2の適用範囲内 〇

所得金額又は欠損金額 (別表四(29)の①)	1	十 千 円	000 - 195286	この申告による 還付金額 (16)+(17)+(18)	16	十 千 円	000 1445
法人税額 (26)又は(27)	2		0	中間納付額 (14)-(13)	17		
法人税額の特別控除額 (別表六(1)の25の②)	3			欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	18		
差引法人税額 (2)-(3)	4		0	計 (16)+(17)+(18)	19		1445
ソース特別控除額 (別表六(1)の25の③)	5			この申告が修正 申告である 場合	20		
土地譲渡課税額 (別表三(1)の27)	6		000	所得金額又は 欠損金額	21		
同上に対する税額 (20)+(26)+(40)+(41)	7			課税土地譲渡 利益金額	22		
課税留保金額 (別表三(1)の28)	8		000	課税留保金額	23		
同上に対する税額 (別表三(1)の29)	9		0	法人税額	24		
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		00	還付金額	25		00
仮払戻金に基づく過大申告 の更正に伴う修正法人税額	11			所得金額又は 欠損金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ①)	26		0
控除税額 (10)-(11)	12			課税土地譲渡 利益金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ②)	27		195286
表引所得に対する法人税額 (10)-(12)-(11)	13		00	この申告が 中間申告 である場合	28		
中間申告分の法人税額	14		00	所得金額又は 欠損金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ③)	29		
表引所得/中間申告の修正分の 法人税額(別表七(2)の計、及び(2)の ④)	15		00	(30)の22%相当額	34		
法人税額の 中小法人の 場合	30		000	(31)の30%相当額	35		
法人税額の 中小法人の 場合	31		000	法人税額 (34)+(35)	36		
所得金額(1) (30)+(31)	32		000	法人税額 (33)の30%相当額	37		
所得金額(1) (32)+(33)	33		000	土地譲渡課税額 (別表三(1)の27)	40		00
土地譲渡課税額 (別表三(1)の27)	38		0	土地譲渡課税額 (別表三(1)の28)	41		
同上 (別表三(1)の28)	39		0	中間配当の金額	47		
所得税の額等 (別表六(1)の25の②、 別表六(1)の25の③)	42		1445	利益又は剰余金等 による賞与の額	49		0
外国税額 (別表六(1)の25の④)	43			戻す金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ⑤)	48		0
計 (42)+(43)	44		1445	戻す金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ⑥)	49		0
控除した金額 (12)	45			戻す金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ⑦)			
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46		1445	戻す金額 (別表七(2)の計、及び(2)の ⑧)			
中間配当の 効力発生の日		平成 年 月 日	決定の日	平成 年 月 日			
150515							

別表(一) 普通法人特定の医療法人を除くこと及び人格のない社団等の分(一) 平十五・四・二以後終了事業年度分

税 理 士  
 署名押印  
 梶木 三郎

所得の金額の計算に関する明細書  
(簡易様式)

事業年度  
14・4・1  
15・3・31

法人名  
株式会社 関東信越精機

別表四(簡易様式) 平十四・四・一以後終了事業年度分

【特記事項】  
32 1  
1 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
2 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
3 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
4 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
5 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
6 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
7 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
8 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
9 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
10 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
11 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
12 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
13 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
14 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
15 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
16 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
17 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
18 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
19 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
20 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
21 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
22 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
23 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
24 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
25 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
26 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
27 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
28 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
29 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
30 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
31 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
32 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
33 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
34 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
35 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
36 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
37 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
38 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等  
39 法人等(法人)の所得の特別控除、外国の指定法人の所得の特別控除、特定目的会社又は投資法人に係る控除の特別及び私的提供等

区分	コード	金額		比率	
		円	円	円	円
当期利益又は当期欠損の額	1	△254,800	△254,800		
加					
現金の額に算入した法人税(前年度を除く。)	2				
現金の額に算入した道府県民税(町子割額を除く。)、及び市町村民税	3	35,000	35,000		
現金の額に算入した道府県民税割当額	4	481	481		
現金の額に算入した納税控当金	5	35,000	35,000		
現金の額に算入した租税控当(租子税を除く。)	6				
減価償却の額超過額	7				
交際費等の額を不算入額	8	209,388			209,388
9					
10					
次期合計					
小計	11	279,869	70,481		209,388
減価償却超過額の当期超過額	12				
納税控当金から支出した事業税等の金額	13	221,800	221,800		
支配株主等の益金不算入額(別表八(11)又は(12))	14				
法人税等の中間納付額及び過納額に係る還付金額	15				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16				
17		0	0		
18					
19					
20					
次期合計					
小計	21	221,800	221,800		0
税引計	22	△196,731	△406,119		0
(11) + (11) - (21)					209,388
等租金の租金不算入額(別表十(1)又は(2))	23				
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)の(5))	24	1,445			1,445
税額控除の対象とした外国法人税の額等(別表九(一)の(1)～(3)又は(4)の(1)～(3))	25				
合計	26	△195,286	△406,119		0
(22) + (23) + (24) + (25)					210,833
別表四(別表)又は別表五(別表)記載の特別控除額(別表十(二)(1)(4))	27				
総計	28	△195,286	△406,119		0
(26) + (27)					210,833
契約者配当の益金算入額(別表九(1))	29				
普通株主等又は非優先株主等による特別配当等の譲渡利益額又は譲渡損失額	30				
差引計	31	△195,286	△406,119		0
(28) + (29) + (30)					210,833
欠損金又は実質損失金の当期控除額(別表七(1)の(1))	32				
所得金額又は欠損金額	33	△195,286	△406,119		0
					210,833



租税公課の納付状況等に関する  
明細書

事業年度  
14・4・1  
15・3・31

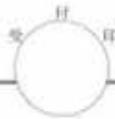
法人名  
株式会社 関東信越精機

別表五  
(二)

税目及び事業年度	期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額				期末現在 未納税額
			そのうち 法人税	住民税	地方税	その他	
法人税							
13・4・1 14・3・31	870,500		870,500				0
当期中							
確定		0					0
計	870,500	0	870,500				0
道府県民税							
13・4・1 14・3・31	48,400		48,400				0
当期中							
利率		481		0	481		0
当期中		10,000			10,000		0
確定		△481 10,000					△481 10,000
計	48,400	△481 20,481	48,400	0	10,481		△481 10,000
市町村民税							
13・4・1 14・3・31	144,700		144,700				0
当期中							
利率		25,000		0	25,000		0
当期中		25,000					25,000
計	144,700	50,000	144,700	0	25,000		25,000
事業税							
13・4・1 14・3・31	221,800		221,800				0
当期中							
計	221,800		221,800				0
その他							
借入金 の もの							
固定資産税		558,300			558,300		0
登録免許税他		2,354,987			2,354,987		0
借入金 不 算入 の もの							
源泉所得税		1,445		0	1,445		0
計							
納税充当金の計算							
期首納税充当金	31	1,285,400	取 引 の 他 の もの	30			
損金の額に算入した納税充当金	32	35,000	納 入 の 他 の もの	39			
計	33		戻 払 税 金 消 却	40			
(32)+(33)	35	35,000	計	41	1,285,400		
法人税	34	1,063,600	(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	42			
(9の②)+(11の②)+(14の②)	36	221,800	計	43	35,000		
事業税	37		(31)+(34)-(41)	44			
(19の②)	38		当期利益処分積立額	45			
借入金算入のもの	39		期末納税充当金	46	35,000		
	40		(42)+(43)	47			

平十四・四・一以後終了事業年度分





※整理番号

15年 5 月 31 日  
大宮税務署長 殿

### 税 務 代 理 権 限 証 書

税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏 名 又 は 名 称	橋 木 三 郎
	事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	橋 木 三 郎 税 理 士 事 務 所 埼 玉 県 さ い た ま 市 大 宮 区 浅 間 町 2-7 電 話 ( 048 ) 643 - 1661
	連 絡 先	{ 電 話 ( ) - }
所 属 税 理 士 会 等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号等 第 123456 号	

上 記 の 税 理 士 税 理 士 法 人 を 代 理 人 と 定 め 、 下 記 の 事 項 に つ い て 、 税 理 士 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する 税 務 代 理 を 委 任 し ます 。

15 年 5 月 15 日

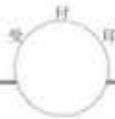
依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	株 式 会 社 関 東 信 越 精 機 代 表 取 締 役 長 野 一 郎
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	埼 玉 県 さ い た ま 市 大 宮 区 赤 城 町 7-2 電 話 ( 048 ) 643 - 1475

#### 1 税務代理の対象に関する事項

税 目	( 法 人 ) 税	( 消 費 ) 税	( ) 税
年 分 等	平成 年分 (年度)	平成 年分 (年度)	平成 年分 (年度)
	自平成 14 年 4 月 1 日	自平成 14 年 4 月 1 日	自平成 年 月 日
	至平成 15 年 3 月 31 日	至平成 15 年 3 月 31 日	至平成 年 月 日
	( )	( )	( )

#### 2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ ( ) 部門
--------	----	----	--------	------------



※整理番号

15年 5 月 31 日  
大宮税務署長 殿

### 税 務 代 理 権 限 証 書

税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏 名 又 は 名 称	橋 木 三 郎
	事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	橋 木 三 郎 税 理 士 事 務 所 埼 玉 県 さ い た ま 市 大 宮 区 浅 間 町 2-7 電 話 ( 048 ) 643 - 1661
	連 絡 先	{ 電 話 ( ) -
所 属 税 理 士 会 等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号等 第 123456 号	

上 記 の 税 理 士 税 理 士 法 人 を 代 理 人 と 定 め、下 記 の 事 項 に つ い て、税 理 士 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する 税 務 代 理 を 委 任 し ます。

15 年 5 月 15 日

依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	株 式 会 社 関 東 信 越 精 機 代 表 取 締 役 長 野 一 郎
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	埼 玉 県 さ い た ま 市 大 宮 区 赤 城 町 7-2 電 話 ( 048 ) 643 - 1475

#### 1 税 務 代 理 の 対 象 に 関 する 事 項

税 目	( 法 人 ) 税	( 消 費 ) 税	( ) 税
年 分 等	平成 年分 (年度)	平成 年分 (年度)	平成 年分 (年度)
	自平成 14 年 4 月 1 日	自平成 14 年 4 月 1 日	自平成 年 月 日
	至平成 15 年 3 月 31 日	至平成 15 年 3 月 31 日	至平成 年 月 日
	( )	( )	( )

#### 2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ ( ) 部門
--------	----	----	--------	------------



# 法人事業概況説明書 (製造業・修理業)

F B 1 0 1 3

この記入事項欄は、原則として法人の事業内容・事業の経緯等について記載していただくこととします。税務上の調査・指導等に際して用いられる場合があります。また、提出に当たっては、記載する事項が事実であることを保証するものとします。また、提出に当たっては、記載する事項が事実であることを保証するものとします。また、提出に当たっては、記載する事項が事実であることを保証するものとします。

法人名 屋号( ) 株式会社 関東信越精機		事業年度 自平成 14 年 04 月 01 日 至平成 15 年 03 月 31 日	整理番号 1 2 3 4 5 6 7 8
〒330-0842 埼玉県さいたま市 大宮区赤城町7-2		電話(048) 番号 643 - 1475	応答者 氏名 長野 一郎
1 事業内容 医療用器具製造	2 支店・海外取引状況 (1) 総支店数 1 主所在地 上記のうち海外支店数 2 所在地 (2) 子会社 海外子会社の有無 3 有 0 無 所在地 (3) 4 輸入 輸出 0 無 取引 輸入 輸出 (4) 貿易外取引の有無 5 有 0 無		
3 期末従業員等の状況 (1) 常勤役員 6 工員 8 事務員 10 計 18 計のうち代表者家族数 2 計のうちアルバイト数 14 (2) 資金の定め方 15 0 有 0 無	7 技術者 7 販売員 9 その他 11 計 17 計のうち代表者家族数 2 計のうちアルバイト数 14 (3) 源泉関係対象所得 22 0 (4) 売上 24 消費税込仕入 26 当期課税売上高 28 6 株主又は株式所有異動の有無 29 有 0 無	5 管理者の氏名 氏名 長野 次郎 代表者との関係 (親族には本人を含む) 20 0 親族 0 他人 小切手 同上 21 0 親族 0 他人 源泉関係対象所得 22 0 配当 23 0 滞居住者 24 0 退職 25 0 売上 26 0 消費税込仕入 27 0 当期課税売上高 28 0 3 千万円超 3 千万円以下	
4 電子計算機 (1) 利用 17 0 有 0 無 (2) 用途 18 0 有 0 無 (3) 用途 19 0 有 0 無 (4) 機種名 VPC (5) 委託先	8 主要科目 (1) 主な損益科目 (単位:千円) 売上高 31 182669 売上原価 33 147602 売上総利益(31-33) 39 35067 役員報酬 40 14400 従業員給料 41 4800 交際費 42 1046 減価償却費 43 2354 地代家賃・租税公課 44 2391 営業損益 45 478 支払利息割引料 46 1480 税引前当期損益 47 -219	7 特許権等の保有・使用状況 30 有 0 無 (名称) (取得・有効) 年 月	
		(2) 主な貸借科目 (単位:千円) 現金預金 48 8908 受取手形(割引・異動を含む) 49 2683 売掛金 50 16883 棚卸資産 51 4259 建物(減価償却累計額控除後) 52 61547 機械器具(減価償却累計額控除後) 53 15014 土地 54 35000 「45」~「54」以外の資産 55 9844 支払手形 56 買掛金 57 5745 個人借入金 58 その他借入金 59 91149 「56」~「59」以外の負債 60 3147 資本の部 61 54097	

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

(注)受取手形及び売掛金等については、貸倒引当金控除後の金額を記載してください。

9 事業形態	(1) 兼業の状況	(兼業種目)	(兼業割合) %	(3) 生産の形態	A 見込生産 % B 受注生産 100 % a 材料当方持 100 % b 材料無償支給 % c 材料有償支給 %	(4) 製品の販売先	A 製造業者 100 % B 卸売業者 % C 小売業者 % D その他 %		
	(2) 主な製品名等	(製品(作業)名) VXYZ	(原材料名) A鋼板	(5) 製品の運送・原材料等	A 自社搬送 100 % a 自家用車 100 % b 運送業者 % B 相手先引取 %	原材	A 自社引取 % a 自家用車 % b 運送業者 % B 相手先持込 100 %		
10 主要な機械	名	用途	台数	総能力					
	パンチP	穴あけ	1	30t					
	ベンダー	曲げ	2	12t 35t					
	シャー	切断	1	4.5mm					
11 決算日の状況	売上	締切日	末日	決済日	翌20日				
	仕入	締切日	末日	決済日	翌20日				
	外注費	締切日	末日	決済日	翌20日				
	給料	締切日	20日	決済日	末日				
12 帳簿類の備付状況	受注簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無	13 税理士の関与状況 (1) 氏名 橋木 三郎 (2) 事務所所在地 さいたま市大宮区浅間町2-7 (3) 担当者 松井 一郎 (4) 電話番号 (048) 643-1661 (5) 関与状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 申告書の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 調査立会 <input checked="" type="checkbox"/> 税務相談 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 総勘定元帳の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
	発注簿	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
	作業(生産)指示簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無					
	作業(生産)日報	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無					
	原材料受払簿	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
	製品受払簿	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
外注品納品書	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無						
15 月別の売上高等の状況	月別	製品売上高	加工収入高 (修理収入高)	原材料仕入高	外注費	人件費	月末 工員数	14 加入組合等の状況 (役職名) (役職名) 営業時間 開店 8時 閉店 5時 定休日 毎週(毎月)土日(祭日)( )	
	4月	15,001		1,800	2,314	5,080	11		
	5月	14,293		1,655	2,216	5,000	11		
	6月	15,210		2,100	2,878	8,018	11		
	7月	16,330		2,120	2,798	5,022	11		
	8月	14,339		1,678	2,569	5,038	11		
	9月	15,100		2,339	2,438	5,029	11		
	10月	16,923		2,236	2,978	5,098	11		
	11月	16,448		2,246	2,756	5,037	11		
	12月	17,358		2,861	3,312	10,010	11		
	1月	10,888		950	2,001	4,700	11		
	2月	13,100		1,840	2,318	5,010	11		
	3月	17,679		2,375	3,055	5,124	11		
	計	182,669		24,200	31,633	68,166			
	前期の実績	202,436		24,972	34,619	73,518			
16 当期の営業	16 成績の概要 以前より主力取引先から値引要請を受けており、当期首より10%値引に応じた。生産量は前期とほぼ同量であった。念願の新工場が完成したが、これに伴い不動産取得税等が多額に発生した。また、前期の人員減に対する補充を行なわなかったものの売上額減少等により、久々の赤字決算になってしまった。しかし、積極的設備投資が評価され新規取引先が増加しつつある。								

税理士法台 33 条の 2 第 1 項に規定する

添付書面の記載例

---

**消費税**

表題の( )内「事業年度分・」の後の余白には、相続税の申告書の場合は相続開始年月日を「〇年〇月〇日相続開始」と記載し、月分の申告書の場合はその年月を「〇年〇月分」と記載

法人税 確定申告書 ( 24 年 4 月 1 日 年分・ 25 年 3 月 31 日 事業年度分・ ) に係る

受付印

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日 殿

※整理番号

この欄は記入しない。

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	国税 太郎 <span>法人の場合は「〇〇税理士法人」等と記載</span> ㊞
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話(03)1234-5678

書面作成に 係る税理士	氏 名	国税 太郎 <span>税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地(税理士法人の 従たる事務所に所属している場合は当該従たる所在地)を記載</span>
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話(03)1234-5678
	所属税理士会等	東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 123456 号

税務代理権限証書の提出	(有) ( 法人税・所得税 ) ・ 無
-------------	---------------------

依 頼 者	氏名又は名称	(株)関東 <span>この書面を添付する申告書の納税者に係る税理士法第30条に規定する 書面提出の有無を○で囲み、「有」の場合は、税務代理の委任を受けた 税目を( )内に記載</span>
	住所又は事務所の 所在地	埼玉県 <span>電話(048)123-4567</span>

私 (~~当法人~~) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の  
1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳 試算表 貸借対照表 損益計算書 付属明細書 固定資産台帳 源泉徴収簿	振替伝票、入金伝票、出金伝票、金銭出納帳、 銀行勘定帳、手形帳、売上帳、仕入帳、経費明細帳、 給料台帳、領収書綴、請求書綴、棚卸表  <span>法人事業概況説明書12「帳簿類の備付状況」、 13「税理士の関与状況」との関連にも留意</span>

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、 当座預金照合表、預金通帳、銀行残高証明書、 売上納品・請求書控、検収書控、仕入納品・請求 書、作業日報、タイムカード、契約書綴、株主総会議 事録、取締役会議事録、生命・損害保険契約書	タイムカード、株主総会議事録、取締役会議事録、 生命・損害保険契約書  <span>備考欄には提示を受けた帳簿書類のうち 計算し、又は整理したものを記載</span>

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1/3)

この欄は記入しない。

※整理番号

この欄は記入しない

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	課税売上高 仕入税額控除 建物・構築物 建設仮勘定	出荷日基準・検収日基準の併用となったため、当年度の課税売上となるべきものを精査した。 取得価額の仕入税額控除について精査した。 前期においては消費税込みで計上してある。	売上納品・請求書控、検収済書 請負契約書、領収書、請求書
<p>「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目を記載。「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載。 「備考」欄には「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項などを記載。</p>			
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	建物・構築物	前期から建設中であった工場が完成し引渡しを受け、当期中に稼働したため、課税仕入れが増加した。	
	課税売上額	前期に比較し販売量には大差ないが、主力取引先からの値引き要請に応じたため課税売上高が減少した。	
<p>「(1)が顕著な増減事項」欄には、(1)に記載したもののうち、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載。</p>			
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	売上高の計上基準	創業以来、出荷日基準であったが、主力取引先のすべての商品が検収を受けてからでなければ請求できないこととなったため、当期より当該取引先のみ出荷日基準から検収日基準に変更することとした。	
<p>「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、(1)に記載したもののうち、当期(当年)において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載</p>			

※整理番号

この欄は記入しない

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
建設仮勘定の税額控除の時期	建物・構築物の引渡しを受けた日の属する課税期間で課税仕入れとして税額控除することを説明した。

税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載。

5 その他

当社は税抜き経理方式を採用し総勘定元帳の記帳にあたっては、税込金額により仕訳をし毎月末において消費税相当額を一括して仮払い消費税・仮受消費税に振替える方法を取っている。  
また、その都度課税対象取引、非課税取引、課税対象外取引の確認を行っており、仕入税額控除の運用要件である請求書などの保存状態は良好である。

申告書の作成における所見等を記載

第27-(1)号様式

平成15年 5月26日 税務署長殿

大宮

納税地 埼玉県さいたま市 大宮区赤城町7-2  
〒330-0842(電話番号 048 - 643 - 1475)

(フリガナ) カノサカイヤ カノサカイヤ  
名称又は屋号 株式会社 関東信越精機

(フリガナ) カノ 一郎  
代表者氏名又は氏名 長野 一郎

経理担当者氏名 長野 次郎

一連番号 12345678

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 行指定 局指定

郵便官署消印 確認印 納税年月日

年 月 日 年 月 日

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日

自平成14年4月1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至平成15年3月31日

(中間申告自平成 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至平成 年 月 日)

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	182901000	03
消費税額②	7316040	06
控除過大調整税額③		07
控除対象仕入税額④	5412711	08
運送等対価に係る税額⑤		09
貸倒れに係る税額⑥		10
控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦	5412711	
控除不足還付税額(⑦-②-③)⑧		13
戻引税額(②+③-②)⑨	1903300	15
中間納付税額⑩	3775600	16
納付税額(⑩-⑨)⑪	00	17
中間納付還付税額(⑨-⑩)⑫	1872300	18
この申告書が修正申告である場合 戻付確定税額⑬		19
戻引納付税額⑭	00	20
課税売上割合 課税売上の課税等の対価の額⑮	182901816	21
課税売上の課税等の対価の額⑯	182911467	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額⑰		51
戻引税額⑱	1903300	52
課税額(⑰×25%)⑲		53
納付課税額(⑱×25%)⑳	475800	54
中間納付課税額㉑	943800	55
納付課税額(㉑-㉒)㉒	00	56
中間納付還付課税額(㉒-㉑)㉓	468000	57
この申告書が修正申告である場合 戻付確定課税額㉔		58
戻引納付課税額㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額⑳	-2340300	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	31
	延払基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	34
参考事項	規則22条1項の適用	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合 95%未満 95%以上	41
		<input type="radio"/> 個別対応方式 <input type="radio"/> 一括比例配分方式 <input type="radio"/> 全額控除	
①の消費内訳	課税標準額	4%分	182,901千円
	旧税率分	3%分	千円
	消費税額	4%分	7,316,040円
	旧税率分	3%分	円
	基準期間の課税売上高		218,532,995円
i	送付を受けようとする金融機関等 開信 大宮		
	普通 預金 口座番号	1234567	
ii	「窓口支取りの場合は、郵便局名を記載してください。」 貯金記号番号		郵便局
	※税務署整理欄		

税理士 署名押印 橋本三郎 (電話番号 048-643-1661)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	14・4・1～15・3・31	氏名又は名称	株式会社 関東信越精機
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 (税抜き) ①	182,901,816 円			
	免 税 売 上 額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④	182,901,816 <small>※申告書の記載へ</small>			
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤	182,901,816			
	非 課 税 売 上 額 ⑥	9,651			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦	182,911,467 <small>※申告書の記載へ</small>			
	課 税 売 上 割 合 (④/⑦)	[ 99.99 %] <small>※四捨五入して</small>			
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧	<small>※注2参照</small>	142,083,675		
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105) ⑨	<small>※注3参照</small>	5,412,711		
	課税貨物に係る消費税額 ⑩				
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪				
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑧+⑨±⑩) ⑫	5,412,711			
	課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額) ⑬	5,412,711			
課税売上割合が 95%未満の 場合	個別対応方式 ⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑭				
	⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑮				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭+⑮×④/⑦) ⑯				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑬×④/⑦) ⑰				
控除税額 の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲				
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑬、⑮又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がプラスの時 ⑳	5,412,711 <small>※申告書の記載へ</small>			
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑬、⑮又は⑰の金額)±⑱±⑲〕がマイナスの時 ㉑	<small>※申告書の記載へ</small>			
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉒	<small>※申告書の記載へ</small>			

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、取引先、割引し、割引きなど仕入対価の取違等の金額がある場合(仕入対価の取違等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[ \text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の取違等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[ \text{仕入対価の取違等の金額(税込み)} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書㉑欄に記載する。



# 資料

## 税理士法

(税務代理の権限の明示)

**第三十条** 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

**第三十三条の二** 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士又は税理士法人が前二項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名押印しなければならない。

(意見の聴取)

**第三十五条** 税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面(以下この項及び次項において「添付書面」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法 又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長(当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官 又は国税局長)又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。
- 3 国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(一般の懲戒)

**第四十六条** 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

## 税理士法施行規則

(計算事項、審査事項等を記載した書面)

**第十七条** 法第三十三条の二第一項 又は第二項に規定する財務省令で定めるところにより記載した書面は、別紙第九号様式又は別紙第十号様式により記載した書面とする。

## 法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び 事務手続等について(事務運営指針)

[国税庁ホームページより]

課法 4-11

課総 2-9

課消 4-6

官総 6-39

査調 2-64

平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 6 月 11 日

改正 平成 24 年 12 月 19 日

各国税局長 殿

沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

## 法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び 事務手続等について(事務運営指針)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。

なお、平成 14 年 3 月 14 日付課法 3 - 6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。

(趣旨)

書面添付制度(税理士法(昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。))の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面(以下「添付書面」という。))が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面(以下「税務代理権限証書」という。))を提出している税理士又は税理士法人(以下「税理士等」という。))に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。)を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会(以下「日税連」という。))と協調して、その普及等に取り組むこととしている。

この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準(指針)」を定めたとおりであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取(以下「意見聴取」という。))を行った結果、調査の必要性がないと認められた場

合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとしたことから、所要の整備を図るものである。

## 記

### 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

#### 1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進

書面添付制度は、税務代理する税理士等に限らず、広く税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであるから、本制度の執行に当たっては、制度の理解を更に深め、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の普及・定着を図る。

#### 2 書面添付制度適用法人の的確な管理

申告書(法人税確定申告書、復興特別法人税申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書又は間接諸税の納税申告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(間接諸税にあっては、法人又は個人。以下同じ。)については、法人管理簿等を活用し、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。その際、実況区分の判定に当たっては、添付書面の記載事項等を積極的に活用する。

#### 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営

添付書面は、申告書審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、事後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

### 第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項

#### 第 1 節 添付書面がある申告書の回付後の事務

内部担当者から申告書等の回付を受けた統括官等(法人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、特別調査情報官、国際税務専門官、情報技術専門官又は審理専門官をいう。以下同じ。)は、添付書面の添付がある申告書に添付さ

れている税務代理権限証書が複数の税目（復興特別法人税、消費税並びに源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税は除く。）の税務代理権限を証している場合には、添付書面の写し及び税務代理権限証書の写しを担当する部門に回付する。

## 第2節 意見聴取の実施

### 1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。

なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。

（注） 添付書面に該当しないものについては、KSKに入力された申告事績の庁指定コードを訂正する必要があることに留意する。

### 2 意見聴取の時期、方法

調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。

この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。

- （注） 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。
- 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。

### 3 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって

計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を説明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が説明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の説明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

なお、意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等 のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。

また、意見聴取の過程において、事後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項が認められた場合には、意見聴取の際に、その内容等について事後の改善を図るよう税理士等に十分説明する。

#### 4 意見聴取後の事務

調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面(以下「応接簿」という。)に記載して統括官等の決裁を了し、法人税歴表(間接諸税にあっては、間接諸税調査簿)に編てつする。

相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時

意見聴取した内容

意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項

調査への移行の有無

別紙2の書面(以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。)の送付要否

その他参考となる事項

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。

#### 5 意見聴取結果の税理士等への連絡

##### (1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についての

お知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭(電話)により行う。

なお、口頭(電話)により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合

法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない場合

に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、 に準ずると認められる場合

## (2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭(電話)により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

- (注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。
- 2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせ(税務署控え)を法人税歴表に編てつする。

## 6 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書について更正をすべき場合には、法第 35 条第 2 項に基づき、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実について税理士等が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明を行う前までに、当該税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。(別紙については掲載省略)